

令和5年度 事業計画

令和5年度の重点推進事項を強力に押し進めながら、事件・事故等の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援事業を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り被害者等の早期被害回復及び軽減に資するため、各種事業を行う。

1 重点推進事項

(1) 被害者支援の最前線としての相談・支援活動の充実強化

当センターへの相談件数は10年前と比較して4倍超に増加しており、昨年度は性被害相談が過去最多になるなど深刻さを増しているほか、昨年6月施行の「AV被害救済法」ではワンストップ支援センターが相談先になるなど最前線の被害者支援活動としての期待が高まっている。

来年度は、支援相談員の質の向上と支援活動の充実強化を図るため、

- ① 全体研修会は、数多くの支援相談員が参加できるよう対面とWebを併用したハイブリッド方式で開催する。
- ② 少人数による毎月のロールプレイは、より実務に即した電話相談および直接支援の対応要領を学ぶ内容として研修の高度化を図る。
- ③ 庄内地方の支援相談員の利便性を確保するため、庄内出張相談所にプロジェクターとスクリーンを配備して現地参加型でより効果的な研修の実現を図る

ことを重点に推進する。

(2) 犯罪被害者等支援を目的とした市町村条例制定の加速化

第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年から5か年）が策定され、その基本的視点として「地方公共団体における被害者支援活動の強化」が掲げられている。

必要な支援が途切れなく提供されるため、被害者等が生活する地域社会において被害者支援の確保とした基盤が整備される必要があり、そのため住民に最も身近な各市町村に「被害者支援に特化した条例」の普及が求められている。

今年度は、3月議会に県内7市町が特化条例を上程しており、これにより県内の制定率は全国平均の26%に達する見込みである。

来年度は、県警と連携のうえ、各首長への働きかけや担当者との勉強会等を通じて条例制定の加速化を図る。

2 被害者等支援事業

(1) 相談事業

ア 電話相談

- 相談電話を開設し、被害者等からの相談を受け、悩みの軽減や解決のための支援を行う。

・電話相談は、月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までとする。

（祝日、年末年始の休日は除く。）

- ・「庄内出張相談所」（酒田市若浜町所在 旧酒田保健所庁舎 1階）は、毎週水曜日に開設（10:00～16:00）し、庄内地方の相談者の利便性を図っている。

○ 令和元年11月から、当センターのホームページにメールによる相談の問い合わせ窓口を設け利便性を図っている。

イ 面接相談

警察をはじめ関係機関・団体と連携を密にし、専門的な知識技能の習得及び訓練を積んだ相談員が相談に応じる。また、必要に応じて公認心理師・臨床心理士、弁護士、医師等を紹介し、専門的見地から悩みなどの解決や心のケアを行う。

面接は、随時、予約制で行うとともに、相談者のプライバシーに配慮し適切に対応する。

(2) 直接支援事業

ア 危機介入

相談活動の過程及び「犯罪被害者等早期援助団体」として警察からの情報提供を受けた場合、その状況に応じて危機介入など迅速な直接的支援を行う。

被害発生直後、被害者等の要望に応じて被害者等の自宅訪問や病院等への付添い、カウンセリング、家事の支援・家族の世話等の直接的支援を行う。

イ 付添い

被害者等の要望に応じ、病院、警察署、検察庁、裁判所、弁護士事務所、市町村等関係機関への付添い、報道関係者との対応等の付添い支援を行う。

ウ 役務の提供、物品の供与・貸与

被害者等の要望に応じ、家事や身の回りの世話等労務の提供による支援、急を要する場合における物品の供与・貸与等を行う。

(3) 犯罪被害者等給付金の申請補助事業、被害者緊急支援金交付事業

○ 犯罪被害者等給付金の概要、申請から給付までの手続き・申請書類の記載事項の説明等各種申請に関する補助を行う。

○ 犯罪被害者の差し迫った経済的困窮を支援するため、全国ネットワークの緊急支援制度に加え、本県独自の緊急支援金制度を効果的に運用し支援していく。

3 「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポ やまがた）」の効果的運用

山形県から業務委託を受け、平成28年4月から「べにサポ やまがた」を開設しているが、相談件数が増加傾向にあり、その内容も複雑・多様化するとともに継続して支援しなければならない事案が多くなっている。

このような実態を踏まえて、相談の受理や面接等の支援体制の充実を図るほか、次の事項について重点的に推進する。

(1) 「べにサポやまがた」の相談等支援体制の充実

- ・ 専門的立場からアドバイス等を行うコーディネーターを配置し、複雑・多様化する相談に的確に対応していく。

(2) 教育関係機関等との連携強化

○ 被害年齢層をみると、低年齢化の傾向にあることから学校をはじめ教育部門と連携

した啓発活動を進める。

- SNS利用に起因する子供の性被害防止のため、保護者や子供向けのリーフレットを作成し、県内全小学校及び教育機関に配布し啓発活動を積極的に展開していく。

(3) 支援活動員のスキルアップ

複雑・多様化する相談に的確に対応するため、全国ネットワーク及び北海道東北ブロック内の各種研修会に派遣し、支援活動員のスキルアップを図っていく。

また、当センターで企画する独自の研修会では、臨床心理部門や児童心理部門等の講師を招聘するなど、専門的知識の習得をすすめていく。

4 国が設置する「性暴力被害者支援のためのコールセンター」との連携

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日関係府省会議決定）に基づくワンストップ支援センターの強化策として、令和3年10月1日から、夜間休日対応のコールセンターが運用開始された。

令和4年4月1日からは、コールセンターが受け付けた相談のうち緊急対応が必要な相談については、ベにサポやまがたに引き継がれ、24時間365日体制で対応している。

当センターとしては、昨年度に引き続き支援体制を維持し対応していく。

(1) 夜間休日における緊急対応要請に対応する指揮体制

- 専務理事等（3名）による受信待機体制による支援指揮（輪番により年間実施）
- 指定支援員（2名編成）による直接支援

(2) 警察及び協力医療機関との連携

- 警察に相談、届出希望のある相談者（被害者等）に対して、警察に情報提供の上、付添支援等必要な支援を連携して行っていく。
- 警察に相談、届出の要望がない相談者に対しては、県内の各地域に指定されている急性期対応の協力医療機関（14病院）との連携を図り、病院等に対する相談者への付添い支援を行っていく。

(3) 指定支援員への指導教養の実施

病院付添支援等マニュアルに基づき、指定支援員に対する具体的な指導教養を実施するとともに、個人情報保護等の徹底指導をしていく。

5 学校等における「生命（いのち）の安全教育」との連携

令和5年度、文部科学省は「性犯罪・性暴力対策の強化の方針※」（令和2年6月）に基づき、「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」の一環として、子どもを性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」を推進するとしていることから、当センターも県及び自治体担当者、学校と連携し啓発活動を推進していく。

※性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において地域の人材の協力も得ながら「生命（いのち）の安全教育」を推進するため、令和5年度、全国展開の加速化を図るとしている。

6 「犯罪被害者支援県民のつどい2023」の開催

社会全体で犯罪被害者等の支援が推進されることを目的に、広く県民を対象とした広報啓発を行うため、「県民のつどい2023」を開催する。

- ・ 日時 令和5年11月16日(木)
- ・ 場所 山形国際交流プラザ

7 特化条例制定の推進と関係機関・団体との連携

被害者の声は多様であり、一人ひとり異なる被害者の声に応えられる支援を行うためには、関係機関・団体等との連携が不可欠であり、被害者に寄り添うきめ細かで継続的な支援が求められる。

- (1) 県内市町村・関係機関等に対し犯罪被害者等支援を目的とした市町村条例の制定に向け、さらなる働きかけを行う。
犯罪被害者等支援に特化した条例制定を加速させるため、県警と連携のうえ、各首長への働きかけや担当者との勉強会等を積極的に実施する。
- (2) 山形県が策定する「山形県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関団体と連携・協働した活動を行う。
特に、県の所管部局（防災くらし安心部消費生活・地域安全課）とは緊密に連携し各種施策を積極的に推進する。
- (3) 山形県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定された団体として取扱う情報の管理を徹底するとともに、警察等司法関係機関と連携を図りながら被害直後から適切な支援を行っていく。
- (4) 被害者等の病院付添い、裁判所への付添いや代理傍聴、検察庁付添いなどの直接支援活動を効果的に行うため、関係機関等との緊密な連絡調整を行っていくこととする。

8 支援活動員の養成・教養

(1) 新規支援活動員の養成

- 県・市町村広報紙、ホームページ等を通じて広く支援活動員候補者を募集し、応募者に対する書面審査・個々面接等により候補者を選考する。
- 選定された候補者には、「養成講座カリキュラム」により支援業務を行うために必要な知識・技能に関する指導教養を行う。

(2) 現役支援活動員の指導・教養

複雑・多様化、長期化する相談に対して、被害者に寄り添ったきめ細かな支援を継続していくため、支援活動員個々の一層の質的向上を図っていく必要がある。

ア 全国ネットワーク・ブロック別研修会等への参加

- 全国ネットワークが主催するフォーラムや全国研修会に参加し、精神保健、DV対応、メンタルケア等専門的知識・技能の習得を図る。
- 全国ネットワークと北海道・東北各県が持ち回りで共催する年2回の質的向上研修会に参加し、複雑・多様化する事案に的確に対応できる支援活動員を育成していく。

イ 年間計画に基づく全体研修会の実施

本県独自の支援活動員個々のスキルアップを図るため、NNVS認定コーディネーター等を講師として招聘するなど、年3回（概ね6月・12月・翌年2月）実践的体研修を行う。

ウ 嘱託公認心理師等による実践的な指導

- 小グループによるロールプレイ等を実施（概ね毎月1回）するとともに、アドバイザーの指導助言等により実践的かつ具体的な対処能力を身につける。
- 相談及び支援業務に従事する支援活動員の二次被害を未然に防止するため、計画的に公認心理師等によるスーパービジョンを行う。

（注）「スーパービジョン」とは、公認心理師等が支援活動員に対して行うカウンセリング、指導及び助言をいう。

エ 各種研修会等への積極的な参加

被害者支援などに関する関係機関・団体等の主催する各種研修会等に積極的に参加し情報の交換や共有を図るなど、円滑な支援業務を行っていくための連携を強化する。

9 自助グループへの支援

- 被害者等で組織する自助グループには、被害者支援に関する情報提供や被害者同士が交流するための会場の提供等必要な援助を行い、被害者同士が共感し合える環境づくりに配慮していく。
- 当センターでは、自助グループとして組織されている交通事故遺族の会「こまくさの集い」に対して、今後とも必要な支援を行っていくこととする。

10 広報啓発活動の展開

広く県民に対して、被害者のおかれた現状と支援の必要性について理解を得るとともに、当センターの事業内容の周知を図るため、各種広報媒体を活用し次の事業を行う。

- ① 機関紙「やまがた被害者支援センターだより」の定期発行（年2回：2月・8月）
- ② 広報紙・誌、ポスター、パンフレット等の作成配布
- ③ 被害者支援の必要性を啓発するため、講演会、研修会等の開催
- ④ ラジオ・テレビ、新聞等のメディアを媒体とした広報、啓発の実施
- ⑤ ホームページによる情報の提供
- ⑥ 講演等各種広報啓発活動を活用しての会員募集の実施
- ⑦ 「命の大切さを学ぶ教室」への講師派遣等連携の推進
- ⑧ 「大切な命を守る中学生・高校生作文コンクール」への協力（全国ネットワーク後援）
- ⑨ 犯罪被害者週間（全国一斉11月25日～12月1日）における広報啓発活動の展開

11 全国ネットワーク主催の会議・研修会への参加

- （1）全国ネットワーク総会・事務局長等会議（開催地：東京都）
 - ・新任事務局長等研修 4月17日（月）
 - ・全国事務局長等会議 4月18日（火）
 - ・定時社員総会 6月13日（火）

- ・全国フォーラム・秋季研修会 10月
 - ・自助グループ研修 12月
 - ・春季全国研修（コーディネーター・NNVS 認定） 来年1月・2月
- (2) 北海道・東北ブロック事務局長等会議
（日程未定）（開催地：青森県）
- (3) 北海道・東北ブロック質的向上研修会
- ・上半期研修会（日程未定）（開催地：福島県）
 - ・下半期研修会（日程未定）（開催地：青森県）
- 1.2 当センター主催の会議・研修会の開催
- (1) 定時総会の開催
定款に基づき、事業報告・収支計算報告等の審議、役員の変更を行う定時の社員総会を開催する。
- ・日時 令和5年5月25日（木）
 - ・場所 国際交流プラザ（ビッグウイング）
- (2) 理事会の開催
総会提出案件、業務の計画・実施状況及び収支予算・決算の審議を行うため年4回（概ね4月、5月、9月、翌年3月）理事会を開催する。
- (3) 専門部会
必要に応じて専門的な業務を推進するため専門部会を開催する。
- 1.3 組織及び財政基盤の確立
- (1) 会員の拡大
組織運営の基盤となる正会員の加入を積極的に勧めるとともに、当センター事業に賛同する賛助会員の加入促進を図っていく。
- (2) 寄付金付自動販売機設置の拡大
財政基盤の安定化のため、自動販売機の設置事業所等の理解と協力を得ながら、引き続き寄付金付き自動販売機の設置運用を進めていく。